

公安委員会 説明資料No. 1	国家公安委員会委員長に対する 保有個人情報開示請求に関する 決定について	平成25年11月7日 国家公安委員会会務官
<p>(略)</p>		

公安委員会
説明資料No. 2

警察庁長官に対する開示請求の決定
について(行政機関情報公開法関係)

平成25年11月7日
総務課

(略)

(略)

(略)

1 全国少年補導職員等研修会

(1) 目的

少年補導職員等の知識及び技能の向上を図ることを目的とする。

【少年補導職員】

特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、その活動に必要な知識及び技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者。

※ 全国の少年補導職員～983人（平成25年4月1日現在）

(2) 開催期間

平成25年11月11日（月）から13日（水）までの3日間

(3) 研修参加者

少年補導職員等 47名

(4) 内容

- 大学准教授（臨床心理学）及び警察庁指定広域技能指導官（少年相談・継続補導）の講義
- 効果的な活動方策に関する分科会討議 等

2 皇太子殿下御接見

研修参加者は、11月12日（火）午前11時から、東宮御所において皇太子殿下御接見を賜り、参加者の代表2名が少年補導職員の活動状況について御説明を申し上げる。

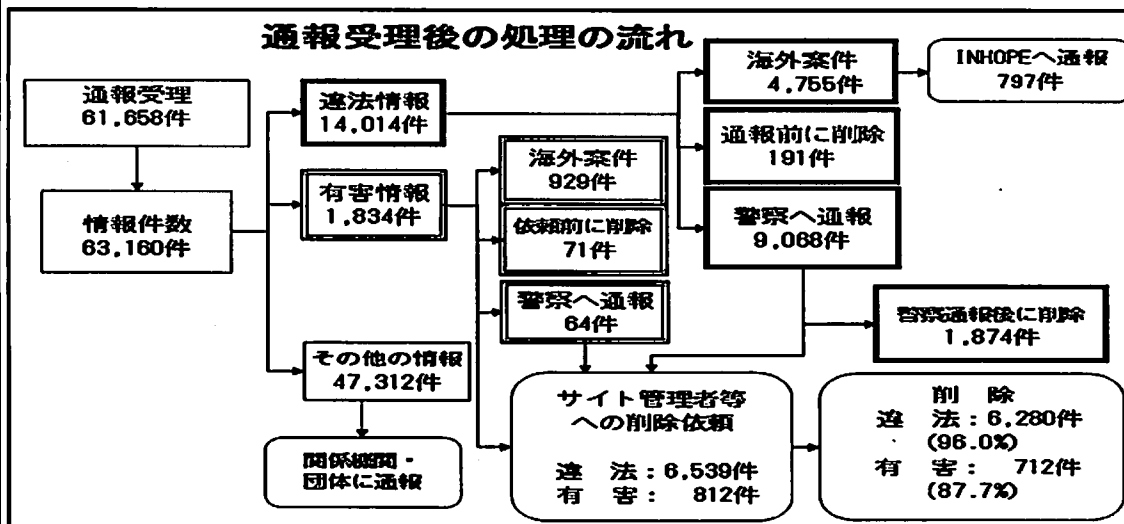
※ 御接見は、天皇皇后両陛下が皇太子同妃両殿下であられた昭和49年（第7回研修会）から賜っており、平成に入ってから天皇皇后両陛下として御接見を賜り、平成16年からは現在の皇太子殿下の御接見を賜り、現在に至っている。（今回で40回目の御接見）

1 運用状況

(1) 通報受理状況

- センターが受理した通報件数は61,658件（前年同期比-37,394件）、情報件数は63,160件（-38,555件）で、いずれも減少。
- 警察への通報件数は9,132件（-1,657件）。
- 違法情報は14,014件（-3,777件）、有害情報は1,834件（-2,779件）、その他の情報は47,312件（-31,999件）。

1 頁
2 頁



※ 1件の通報に、複数の違法情報、有害情報が含まれている場合があり、通報受理件数と情報件数は一致しない。

※ INHOPEとは、国際的なホットライン相互間の連絡組織で、1999年に設立。2013年9月末時点で44団体（38の国・地域）が加盟。通報受理件数のうち645件は、INHOPE加盟団体からの通報。

(2) 通報処理状況

センターからサイト管理者等への削除依頼については、依頼した違法情報6,539件のうち6,280件（96.0%、前年同期比+7.2P）が削除、依頼した有害情報812件のうち712件（87.7%、+16.9P）が削除。

2 頁

2 センターからの通報に基づく検挙状況

センターから通報を受けた違法情報に係る検挙件数は634件（前年同期比-1,354件）、有害情報に係る検挙件数は3件。

3 頁

3 今後の対策

- (1) 関係機関・団体等との連携を図り、インターネット上の環境浄化に資する違法・有害情報対策を強力に推進。
- (2) 「全国協働捜査方式」を効果的に活用した捜査活動を推進するとともに、より悪質性の高い情報に重点を指向しながら違法・有害情報の取締りを強化。

1 最近における検挙事件の概要

健康食品販売業者は、平成25年2月から同年7月にかけて、高齢者を対象に電話をかけ、健康食品の注文を受けていないのに、「注文されていた商品ができあがりしました。確かに御注文を受けています。」などと告げて現金をだまし取ったとして、同年10月30日、同販売業者従業員11名を詐欺罪で検挙した（埼玉、茨城、静岡、福井）。

2 送り付け商法事犯の現状と対策

(1) 被害の現状

警察が受理した送り付け商法事犯に係る相談件数(平成25年1～9月)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
相談件数	403	615	908	1,230	1,528	1,795	1,457	737	676	9,349

(2) 対策の推進状況

ア 被疑者の検挙

平成25年中、9事件、45人を詐欺罪、特定商取引法違反等で検挙（山形、京都、埼玉等）

イ 抑止対策（犯罪の予防及び被害拡大防止）

本年5月以降、配達事業者に対し、送り付け商法事犯に利用された疑いがある代金引換サービスの解約等を要請

(3) 今後の課題

送り付け商法を行う者は、代金收受の方法を変えるなどその手口を日々変化させていることから、関係機関等と緊密に連携して、検挙と抑止に努める必要がある。

平成25年10月29日(火)から10月31日(木)まで、三田共用会議所等において、「2013年東アジア地域組織犯罪対策代表者会議」及び「東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー」を開催した。

1 参加者

会議及びセミナーには、20か国・地域から治安機関等における組織犯罪対策部門の幹部等約50名、警察庁からは長官及び組織犯罪対策部幹部等約50名が参加した。

2 会議内容

(1) 東アジア地域組織犯罪対策代表者会議(29日、30日)

- 警察庁組織犯罪対策部内の各所属長より、日本における組織犯罪対策上の課題及び取組状況等について説明を行い、共通認識の醸成を図った。
- 海外の14か国・地域の参加者より、各国・地域における組織犯罪対策上の課題及び取組状況等について説明を行い、共通認識の醸成を図った。
- 日・アセアン友好協力関係40周年を記念して、アセアナポール事務局長より、日本とアセアンの協力関係についての基調講演が行われた。

(2) 東アジア地域犯罪組織コンタクトポイントセミナー(30日)

コンタクトポイント(緊急連絡窓口)の重要性を再確認するとともに、事案発生時における国際連携の好事例等についての説明が行われた。

(3) 視察(31日)

会議及びセミナーの参加者は、警察情報通信研究センター及び国際警察センターの視察を行った。

3 成果

会議及びセミナーを通じて、東アジアの組織犯罪対策の人的ネットワークが拡大し、参加者相互の信頼が高まることで、グローバルな協力体制の強化が図られた。

福岡県警察及び佐賀県警察は、平成25年11月4日までに、道仁会傘下組織組長らによる緊急人材育成支援事業に関する詐欺事件の被疑者15名を検挙した。

1 被疑者

- | | | | |
|-----|----|------------------|----------------------|
| (1) | 住居 | 福岡県久留米市 | 居住 |
| | 職業 | (指定暴力団道仁会傘下組織組長) | |
| | | | (37歳) |
| (2) | 住居 | 福岡県久留米市 | 居住 |
| | 職業 | | (30歳) |
| (3) | 住居 | 佐賀県嬉野市 | 居住 |
| | 職業 | | (34歳) |
| (4) | 住居 | 佐賀県佐賀市 | 居住 |
| | 職業 | | (50歳) ほか11人 |

2 被害者

東京都新宿区西新宿七丁目5番25号
中央職業能力開発協会

3 事案の概要

被疑者らは共謀の上、平成23年4月から同年8月までの間、緊急人材育成支援事業を利用して金員を騙し取ろうと企て、佐賀県嬉野市所在の株式会社 が職業訓練を行う意思がないのに、これがあるかのように装って、東京都文京区所在の中央職業能力開発協会に対して、内容虚偽の申請書等を提出し、訓練奨励金等及び訓練・生活支援給付金計810万円を騙し取ったものである。

4 参考

- 緊急人材育成支援事業
 - ・ 所管 厚生労働省
 - ・ 事業主体 中央職業能力開発協会
 - ・ 事業の期間 平成21年7月から平成23年9月30日までの間

1 交通警察行政研修の概要

交通警察行政研修 (Seminar on Traffic Police Administration) は、ODAの技術援助の一環として、我が国の交通事情及び交通警察活動等を広く紹介するとともに、参加各国の交通警察に関する重要な諸問題について、情報交換や対策の討議・検討を行うことによって各国の交通警察分野における知識と技能の向上を図り、もって関係各国の社会の安定と発展に寄与することを目的としている。

本研修は、JICA (独立行政法人国際協力機構) と共催で実施しており、昭和41年以降おおむね隔年で開催され、本年度で22回目を迎える。これまで約260名の研修員を受け入れている。

2 研修日程

平成25年11月4日から同年11月28日まで

3 研修実施場所

東京都渋谷区西原2-49-5

JICA (独立行政法人国際協力機構) 東京国際センター

4 研修内容

庁内関係各課及び関係省庁から講師を派遣し、交通警察活動に関する専門分野ごとに講義を実施する。また、警視庁交通管制センター等関係機関への視察を実施し、交通警察活動に関する専門的な知識・技能の向上を図る。

5 受入れ人数及び参加国

10名 (アンゴラ、ブータン、コロンビア、ケニア、ミャンマー、ネパール、タジキスタン、東ティモール、ウガンダ)

1 概要

警察で開発した通信機器の中には、我が国初で、日本の産業界の発展に寄与したと考えられるものもあることから、「産業技術史資料情報センター」^{注)}（以下「センター」という。）への登録を行おうというもの。

注) センターは、平成16年に国立科学博物館に設置された研究組織で、日本の産業技術の発展を示す資料の所在調査、失われつつある国民的財産の保存等を進めている。

2 登録を予定している機器（別紙参照）

- ① 「PR-1形移動用超短波無線電話装置」（昭和25年）
 - ・我が国初のFM方式のプレストーク式移動用無線機
 - ② 「PR-11形無線電話機」（昭和28年）
 - ・我が国初のAM方式のプレストーク式携帯用無線機
 - ③ 「UWD-1形携帯用無線電話機」（昭和47年）
 - ・アタッシュケース形の無線電話機
- 等10点。

注) 今後、先駆的な事業として米国通信学会（IEEE）等から表彰された、初代デジタル車載通信系の無線機等についても登録を検討する。

3 登録によるメリット

- センターでは、産業技術史資料をデータベース化して、インターネット上で公開しているため、警察情報通信を一般に広く紹介できること。
- 登録により、特に、次世代に継承していく上で重要な意義を有するものについては、「未来技術遺産」^{注)}に選定される可能性があること。

注) 平成20年に制定され、ショルダーフォン（昭和60年）、携帯電話（昭和62年）、カード電卓（昭和58年）、セメダインC（昭和50年頃）、蚊取線香（明治44年）などが選定されている。